

第 1713 回（4 月 22 日）

フランスにおける新規就農政策

須 田 文 明

1. はじめに

ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意を受けて、先進各国においては、国際競争力を有する農業経営体の創出が求められている。そのためには、経営能力に優れた若者によって国内農業を担わせることが重要な政策目標となる。こうして、フランスにおいては、ヨーロッパ統一市場をにらんだ 1988 年の就農規則の改革により、例えば、新規就農に際して要求される職業適性資格水準を向上させるための措置がとられたり、あるいは 92 年の CAP 改革以降、経営の世代交代を促進すべく、早期離農制度が導入されることになったのである。

本論で詳しく見ていくように、現在、新規就農政策が転換点にあるといわれる背景には、上のような事情の他に、一見矛盾しているかのような農村空間整備上の要請がある。つまり、国土の均衡ある発展のためには、とりわけ農村過疎地帯において、十分な人口および経済活動の維持が重要であるというのである。もちろん、こうした配慮は、すでに 20 年以上前に発足した、フランスにおける新規就農政策を貫いていたものであったが、12% という高い失業率を背景に、こうした観点からのアプローチが前面に出ているのである。例えば、1 人の就農が、川上と川下に 3 人の雇用を創出するとして、就農の雇用促進効果が強調されているのである。

さて、フランスにおいて、新規就農政策は、その発足以来、多くの成果を上げ、わが国の就農助成措置にも多くの示唆を与えてきたが、90 年代に入る頃からその有効性が問われはじめ、新たなテコ入れの必要性が叫ばれるようになった。こうして、95 年 2 月 1 日付の「農業近代化法」において、新規就農政策が

優先的な地位を与えられ、同法を受けて、同年 11 月には「青年の就農のための国民憲章」が打ち出された。現在準備中の「方向付け法」でも就農重視の姿勢に変化はない。

2. フランスの就農助成措置

フランスの新規就農政策を考えると、最初に頭に浮かぶのは、就農助成金 (DJA) であろう。これは、職業適性資格条件（農業教育修了証書等）を満たす、通常 21～35 歳の青年に助成金を支給するというものである。ところが就農助成は、助成金や融資といった直接的な助成措置にとどまらない。職業訓練や離農促進措置、経営移譲を促進する優遇税制等も就農を促進する効果を持つ。例えば、フランスで最近導入された早期離農制度は、55 歳から離農年金を支給するが、その条件として、移譲される経営が青年の就農にあてられなければならないとしている。このように就農助成は、より広範な関連措置のまとまりの中で構想されなければならないのである。

ところで、上のような観点が、水平的な広がりの中で就農助成をとらえる見方であるとすれば、次の見方は、就農助成を時間軸において、つまり比較的長期にわたる過程としてとらえる。青年農業者の就農時に、助成金や融資を与えることで就農助成が完結するわけではない。就農の準備段階から就農後数年間の技術的、経済的フォローアップに至るまで、就農過程の各段階において適切な支援がなされなければならないのである。このような、長期にわたる就農過程という考えは、次の事情により正当化される。つまり、国際競争に耐えるような経営は、ますます過大な資本を必要とするようになっており、そのために就農はいっそう漸進的になされている。今日、フランスにおける就農の半分は法人を通じてなされているが、それは法人出資分の漸次的移譲による漸進的就農という側面が大きいのである。

3. 就農者数の動向

就農助成金の発足以降の助成金受益者の動向は、次の五つないし六つの局面からなる。すなわち1) スタート局面(76年から81年)。2) 最初の飛躍(82年から85年)。3) 就農数の停滞(86年から88年)。4) 第2の飛躍(89年から91年)。5) 第2の停滞局面(92年から93年)。なお、現在、就農数は若干上昇傾向を示しているが、これをどう位置づけるかは、現在のデータからは不可能である。ところで、76年から93年での受益者のうち女性は9%であるが、91年から93年は20%を越えている。近年における女性の受益者の増加は、受益対象者を経営主の配偶者に拡大したためである。

ところで、近年、「就農政策そのものが、就農を妨げているのでは？」という極端な議論が見られる背景として、公的な助成措置を受けずに就農する人々がクローズアップされていることがある。例えば、88年までは、35歳未満で就農した青年のうち就農助成金を受給している者は50%前後、90年には、37.1%、93年で37.8%でしかない。このように、助成金を受けずに就農する者の増加が、就農助成措置の見直しが必要とされる一つの要因となっている。これらの、助成金を受けない就農のケースは、支配的な農業団体から、「規格外」就農と揶揄されている。すでに十分な資力を持った青年の就農である場合には、助成を受けられないのは当然であり、逆に、そもそも経済的な堅実性を保証できないような脆弱な経営への就農の場合、公的に助成されるべきではないという理由から、これらの人々はこれまで就農助成の対象から排除されてきたのである。しかし、農村空間整備政策というテーマが全面に出るにしたがって、とりわけ後者のカテゴリーに属する人々を就農政策に取り込むべきかどうか議論されるようになっていく。もちろんこうしたテーマが全国的な措置に統合されるまでには、機が熟していないも

の、地方自治体レベルでは、試験的に、国による公的助成から排除された人々を助成するような措置が行われようとしている。

4. おわりに

フランスの就農助成は、6カ月研修に見られるように、経済的アプローチの必要性を強調しながらも、他方では就農助成金受給条件の緩和に見られるように、農村の人口維持という配慮に徐々に重点を移行させてきている。このように、ヨーロッパ共通農業政策における多就業の積極的評価の動向にも見られるように、就農政策は、今後、さらに農村環境整備の方向へと進むものといえよう。